（其ノ二）

記

決議

當會社ガ今回暴虐ニモ我等ノ同職工廿一名ヲ無警告ニ而モ突然解雇シタルニ對シ我等ハ撤底的ニ反對スルコトヲ聲明ス

茲ニ職工大會ヲ開キ右不法行爲ニ對シ決議ス

大正十四年十一月十三日

第一工場從業員大會

三共株式會社品川工場長

湯淺武孫殿

（別記ノ三）

賢明なる町民諸彦に訴ふ!!

皆様!! 私共は今回此の三共製薬の[illegible]を休きまして是非共、此の様な事の実相を御話しを御願ひ致したいと思ふものであります。

此の様に附近に居住する湯浅武孫などと云ふ人が我三共製薬の取締として場長でござる事です。此の人が今回私共のつくった組合を非常な的に打壊する為めで去る七日に突然会社を無茶にも解雇した[illegible]理由も[illegible]職工を首を切って組合を作った際に、[illegible]反抗的なはっきりと組合が又及び居るものである二十名を無理に首を切った、此の経営者で今日の口頭で突然解雇し傷害を加へたのでござります。

此の様に私共は三共製薬に這入りましてより平均勤続三年以上になります。そして現在でも[illegible]働き年限として真面目に働く意志を持って居ります。それは何れも此の様な附近に住する湯浅武孫なんて云ふ人は私共の最も[illegible]合理的な連絡的な所に[illegible]組合を作ったのがわからず、それ等を誤解して只だ[illegible]なる会に[illegible]と云ふ極めて薄弱な理由で私共の[illegible]を経へ、年老る父母や妻子を持つものを働らいてゐなさいと苦しい私共であるので破れる生活でも捨てる様な為に門前に[illegible]して置いてた[illegible]の従業員に一人々々厳重な[illegible]